# 地方税統一 QR コードの活用に係る検討会 

（令和 3 年度第 2 回）

$$
\begin{array}{llll}
\text { 令和 } 3 \text { 年 } 10 \text { 月 } 14 \text { 日 (木) } \\
14 \text { 4: } 00 \sim 16: ~ & 0 & 0 \\
\text { オ ン ラ イ ン 開 催 }
\end{array}
$$

次 第

## 1 開 会

## 2 議 題

- 構成団体より検討状況報告
- 運用開始に向けた課題等について

3 閉 会

## 〔資料—覧〕

資料1 第1回検討会への意見•回答
資料2 地方団体における検討•対応状況
資料3 MPN推進協議会及び運営機構における検討•対応状況
資料4 運用開始に向けた課題等について
納入済通知書•原符の保管•回付

| 番号 | 区分 | 意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 納入済通知書•原符の保管•回付 |  |  |  |
| 1 | 地方団体 | 金融機関での情報保存について，ページ番号 2 において省力化を意図する電子化を許容したい記載がある。一方でページ番号 4 において，課税案件の特定が困難な場合，団体から金融幾関へ問合せる運用の記載がある。 <br> 当県では現状，コンビニ収納代行の際にバーコードを利用しているが，データ化作業でのヒューマンエラーに起因する事故 が発生している。（類似の納付書 2 枚のうち，1枚目をバーコードで 2 回読取り， 2 枚目を読取らずに収納してしまった。結果，データ上では，1枚目は過誤納，2枚目は未納となっていた。） その際の調査では，紙の納入済通知書とデータを照合する必要があった。 $Q R$ コードであっても同様のことが起こりえるので，ヒューマンエラー・書面汚損等で，正しくデータ化できない場合に備 え，元の納付書の情報（原本が難しければイメージデータ等，手入力ではないもの）は，1会計年度程度，保存されるべき である。 |  |
| 2 | 金融機関 | －「数日間程度保管が必要」かと問われている「納入済通知書•原符本体又はイメージデータ」の保管は，金融機関にとっ て大きな負担になる（個人情報の保管になるため厳重な管理が必要，データ保管システムの改修が必要，行内での納入済通知書の回付を廃止できない）ため，保管自体を不要とするか，極力短期間（地方団体での消込作業が完了するまでの数日間程度等）としてほしい。 <br> 既存バーコードと異なり，地方団体で必要な情報を全て網羅するよう作られたQRコードに格納された情報で，納税情報 の確認は十分にできると判断できるため，イメージデータを含めて，保管は不要と考える。 | 【事務局】納入済通知書等及びその記載事項の保管については，地方団体における消込みや，金融機関において一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応いただく観点，関係機関における事務負担の軽減の観点から，構成団体か らいただいた意見も踏まえ，地方税共同機構から具体の日数等を提示予定です。 |
| 3 | 金融機関 | －「金融機関は，地方税共同機構及び地方団体からの照会に確実に対応するため，納入済通知書記載事項（領収日付を含 む。）の情報を数年間保管する。この場合において，保管の媒体は問わない。」とあるが，何らかの保管を金融機関が行う のであれば，結局負担が軽減されないのではないかと懸念。 <br> このため，地方団体での保管が可能かについても，ご検討頂きたい。 <br> また，金融機関で電子媒体の保管が必要な場合であっても，その保管期間については最低限としていただきたい。 <br> あわせて，金融機関が納入済通知書•原符本体の保管を行う場合であっても，その保管期間は，地方団体における消込が行 われるまでのごく短期間に限定していただきたい。 <br> 上記について，MPNの仕様にある最低5 営業日の保管をベースとすることが可能か，ご検討頂きたい。 | ＜原本又はイメージデータの保管について＞ <br> －例えば，金融機関において古い納付書をもとに収納を受け付けたものの，地方団体において課税案件との紐付けが困難な場合などに，金融機関に問合せをすることが考えられます。地方団体における消込みに要する期間は，金融機関に て原本又はイメージデータの保管をしていただきますようお願いします。 <br> －地方団体からは，長期的な保存を求める意見もありますが，金融機関において確実な読取りを行っていただくことを前提として，それでもなお発生する収納事故等については，納税者が保管する領収証書の確認等により対応いただくも のと考えております。 |
| 4 | 金融機関 | 「地方税共同機構及び地方団体からの照会」（納入済通知書の記載事項の情報）とあるが，具体的にどのような照会が想定 されるのか。 <br> 納税に係るQRコードのデータはMPNセンタ経由で地方公共団体あてお渡ししており，地方公共団体が把握している以上 の情報を金融機関が保管していないと考えます。 <br> 「地方税共同機構及び地方団体からの照会」（納入済通知書•原符本体又はイメージ）は前記と同様にどのような照会が想定されるのか。 <br> 地方税統一 Q Rコードで収納した公金は，公金検査で原符又はイメージデータの提出を求められることはない認識でよい か。 | －なお，MPN仕様においては，最低5営業日の保管が必要とされているところです。 <br> ＜納入済通知書記載事項の保管について＞ <br> －地方団体から金融機関に対し問合せを行うことが考えられることから，収納事務を受託する金融機関においても一定期間，収納情報の保管をしていただく必要があると考えます。 <br> －なお，MPN仕様においては，収納金融機関において，問合せ等の際に調査可能である状態で，取引データを 7 年間保存することとされているところです。 |
| 5 | 金融機関 | －コンビニ事業者にて現状実施しているバーコード収納についての「済通知書」の運用方法が，どの程度本件の考え方に影響を及ぼすかが不明。積極的に平入を取る必要があるのであれば，その旨ご説明いただきたい。いずれにしても， 5 年は長 すぎると考えるため，再考いただきたい。 |  |
| 6 | 金融機関 | 原符•済通の保管（本体またはイメージデータ）について <br> －「地方団体からの照会に備え，数日間程度（地方団体における消込が行われるまでの間）は，納入済通知書•原符本体又 はイメージデータの保管が必要」とされているが，QRコードに格納されている情報により，消込が行われるまでの間の地方団体からの照会に対応が可能であれば，本体またはイメージデータの保管は不要と考えられる。 <br> －ついては，どういった必要性から本体またはイメージデータの保管が必要となるのか，その詳細を明らかにしていただき たい。 |  |

也方税統一QRコードの活用に係る検討会（命和 3 年度第 1 回）への意見•回答

| 番号 | 区分 | 意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 7 | 金融機関 | －「数年間保管する」とされる「納入済通知書（領収日付を含む。）の情報」は，地方税統一QRコードから読み取った格納データのみで差し支えないか。 | 【事務局】納税義務者名を含む全ての情報を保管いただくことが望ましいですが，最低限，MPN一括伝送データに含 まれる内容に係る情報を保管してください。 <br> なお，本検討会の検討対象ではありませんが，現在，「支払者」の氏名•連絡先を控えている金融機関もあると伺っ ており，トラブル防止の観点からは，今後も金融機関任意の取組として，納入済通知書記載事項（領収日付けを含 む。）の情報の保管のほかにこうした情報を保管していただくことも有効であると考えます。 |
| 8 | 金融機関 | 「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）」について <br> －現在，「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合，保管の媒体は問わない」とさ れているが，具体的にどのような情報を保管する必要があるのか，詳細を明らかとしていただきたい。 <br> －例えば，本スキームでは，MPN一括伝送フォーマット（収納日データを含む。）を作成し，地方税共同機構に送付するこ ととなる理解だが，当該送付データを保管することで差し支えないのか等，必要となる情報について確認したい趣旨であ る。 |  |
| 9 | 金融機関 | －「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合において，保管の媒体は問わない」と記載があるが，例えばM P N のクリアリングより取得したデータを保管するという方法も想定してよいか。 |  |
| 10 | 金融機関 | －「eLTAXを経由した収納については，特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから，金融機関か ら地方税共同機構•地方団体への納入済通知書の回付は不要」となる想定である。 <br> その場合，回付不要な納入済み通知書について Q Rコードの読み取り漏れや二重読取り防止の観点から，銀行任意の位置 に「処理済」等のゴム印表示や機械印字は可能か。 | 【事務局】地方団体からの照会に対応可能な限りにおいて，差し支えないものと考えます。 |
| 11 | 金融機関 | QRコード読取り済の済通（原本）の管理方法について <br> －読取り漏れや二重読取り防止の観点から，処理済みの済通に対して，金融機関任意の場所に「処理済み」などのゴム印表示や機械印字を行っても良いか確認したい。 |  |
| 現行の納入済通知書•原符の保管期限の見直し |  |  |  |
| 12 | 金融機関 | －統一Q Rコード付納付書の取扱いと併せて，現行，金融機関で保管している原符（領収控等）の保管期間の見直しを検討 いただきたい。具体的には，統一 Q R コード付納付書と同様，消込作業が完了するまでの短期保管としていただきたい（各地方団体により保管期間は異なるが，地方団体に受渡している納入済通知書と同じものを金融機関で保管しているものの，各地方団体からの照会はほぼない）。 | 【事務局】各地方団体における事務に支障のないよう，各地方団体において適切に検討されるものと考えています。 |
| 地公体窓口収納における納入済通知書と原符の取扱い |  |  |  |
| 13 | 金融機関 | －現行，地公体庁舎の窓口で収納された納付書の納入済通知書と原符が納税資金とともに指定金融機関に持ち込まれる場合 があるが，こうした取扱いは，地方税統 $-Q R$ コードの導入を機に廃止してほしい。 | 【事務局】地方税統一QRコードの活用開始後の事務手続については，各地方団体において検討されているものと認樴 しています。 |
| 「支払期限」経過後の取扱い |  |  |  |
| 14 | 金融機関 | －金融機関で支払期限後の納付書を Q R で対応できないようになると，紙の済通知書の回付をする必要性があることから負担が大きくなるため，資料の記載のとおり，支払期限経過後の納付書も金融蟣関では一律，QRによる収納ができるように していただきたい。 | 【事務局】第1回検討会でお示ししたとおり，金融機関窓口納付については，支払期限後であっても，地方税統一QR コードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付することとしております。 |
| 15 | 金融幾関 | －金融機関窓口納付について，記載のとおり，支払期限経過後も R Rコードでの納付を可能とするようお願いしたい。 |  |
| 16 | 金融機関 | －「支払期限」経過後の取扱いについては，資料に記載のある期限経過後も金融機関での収納を可能とする案を採用いただ きたい考えで，可能な限り早期に取扱方法を確定していただきたい。（郵便局の収納可能エリアを判断する重要な要素であ り，当行の事務処理フローの確定に大きく影響するため。支払期限経過後のものが受付可能であれば，どの地方公共団体の公金でも全国の郵便局で収納を可とする方向性を検討しやすくなる。） |  |

也方税統一QRコードの活用に係る检副会（令和 3 年度第 1 回）への意見•回答

| 番号 | 区分 | 意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 17 | 金融機関 | 「支払期限」経過後の取扱いについて <br> －期限経過後の納付書についても，金融蟣関窓口で受け付ける場合は，受付後，後方の事務センター処理の場面で判明する こと等も考慮し，通常処理と同様に受け付けて問題ないとされているが，一方で，他チャネルの場合は，期限経過後の取扱 いは不可とされている認識である。 <br> －この点，他チャネルで受け付けられなかった場合，金融機関窓口では処理が可能であることから，当該者が金融機関窓口 に納付のため来店することが想定されるが，そもそも「支払期限」経過後の納付書であり，本来的には受け付けるべきもの ではないところ，他チャネルで「受付不可」とする場合，例えば，地方団体に対して照会いただきたい等の案内もあわせて行っていただく必要があると考える。もしくは，その納付書を破棄して差支えないなら，そうした指示を明確に納税者に行 うべきと考えるが，何かしら本件について検討している事実があれば，確認させていただきたい。 | 【事務局】地方税共同機構とも連携し，各地方団体において適切に対応されるよう，地方団体に対する周知等を行って参ります。 |
| 延滞金の取扱い |  |  |  |
| 18 | 金融機関 | －地方団体が延滞金の計算を行い，当該延滞金に係る納付書を別途発行することが「基本」とされているが，例外なく，そ のように対応いただきたい（「基本とする」という文言を削除いただきたい）。金融機関窓口における延滞金の加算収納を容認することは，QRコードによる収納の普及を妨げるものであり，元の木阿弥になりかねない。 | 【事務局】個別の地方団体•金融機関の交渉の中で，従前の取扱いを継続することまで排除するものではありません が，地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納については，地方団体が延滞金の計算を行い，当該延滞金に係 る納付書を別途発行することになります。 |
| 19 | 金融機関 | －「地公体は収納日をもとに延滞金の計算を行い納付書を別途発行することを基本とする」と記載されているが，現行では金融機関で，督促料や延滞金を個別に徴求しており，取扱の継続を求める声が多いのが実情である。 <br> ついては上記基本方針のもと進めるのであれば，地公体•金融㙨関それぞれに対する処置をお願いしたい。 <br> （地公体に対して） <br> 延滞金等徴収のための納付書再発行システム準備や，延滞金自動計算システムの導入など，管理形態整備にかかる国から の予算措置をお願いしたい。 <br> （金融機関に対して） <br> 金融機関 $\Rightarrow$ 自治体間の交渉具合等によって，（自治体の継続意向を尊重して）延滞金等徴収を取り扱う／取り扱わないと いった差異が生じないよう，「全国•全金融機関一律の取扱規定」の策定をお願いしたい。 |  |
| 20 | 金融機関 | －「地方団体は，収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日） をもとに延滞金の計算を行い，当該延滞金に係る納付書を別途発行することを基本とする。」とあるが，例外を設けず，一律に別途発行としていただきたい。 |  |
| 21 | 金融機関 | 延滞金の取扱いについて <br> －「地方団体は収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融幾関に支払った日）を もとに延滞金の計算を行い，当該延滞金に係る納付書を別途発行することを基本とする」とされている。 <br> －この点，本年 6 月末に公表された「地方税におけるQRコード規格に係る検討会取りまとめ」においても延滞金等の計算を行い，QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない旨，明記されている認識である。 <br> －さらに，今回のQRコードによる収納は，金融機関と地方税共同機構との契約であり，一律の契約内容となる理解であると ころ，延滞金の取扱いについては，この一律の契約内容において措置することは出来ず，延滞金の取扱いは事実上，QR コード収納を金融機関窓口で行う場合も不可能であり，仮に行われる場合は，契約外の取扱いとなると考えるが，本認識に ついて相違ないか確認したい。 <br> －また，認識相違ない場合，契約外の取扱いとして，地方団体から個別金融機関に対し，延滞金の取扱いについて対応を求 められる懸念もあることから，QRコードによる収納の場合，延滞金の取扱いを金融機関窓口で行うことは出来ない旨，地方団体に対して周知等を検討いただきたい。 <br> －なお，その場合，地方団体は延滞金徴収のための納付書再発行システムの整備もQRコード対応に係り必要となる認識であ り，当該対応に当たって，地方団体への予算措置が検討されているか，念のため確認させていただきたい。 |  |

也方税統一QRコードの活用に係る检副会（令和 3 年度第 1 回）への意見•回答

| 番号 | 区分 | 意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| －括伝送データの運用ルール「送信期限」 |  |  |  |
| 22 | 金融機関 | 一括伝送データ送信期限等の運用ルールについて，「事務センター（後方）での取りまとめ日（データ作成日）から起算 して○営業日までに送信する」といった取扱いとさせていただきたい。 <br> 山間地や島しょ部を含めて全国の店舗で取り扱つた納入済通知書を事務センターに郵便で送付する場合，営業時間や郵便事情等により，一律，窓口収納日を起算日としたルールに対応することは困難であるため。 | 【事務局】第2回検討会にて議題とさせていただきます。 |
| 23 | 金融機関 | －消込データの送信期限は，現在個別地公体と実施しているMPN一括伝送方式でも，遠隔の営業店取扱分については 2 営業日を要しているので，2営業日は必要と思料。 |  |
| 24 | 金融機関 | －現時点において事務フローは確定していないが，納入済通知書を店頭から事務センターに集約して事務処理することを想定した場合，消込データの送信には，受付から最低2営業日は必要。 |  |
| 25 | 金融機関 | －店頭から事務センターへの郵送は最大 2 営業日必要だが，さらに 1 営業日程度余裕があると望ましい。 |  |
| 26 | 金融機関 | －eLTAXへの伝送期日は「収納日の翌営業日中」となっているが，伝送期日の撤廃はできないか。 <br> 事務センターで収納データを伝送する想定をした場合，離島地区や県外地区の営業店から事務センターに済通知書が届く のに時間を要する。さらに，台風等の災害によっては船舶や航空等の交通麻㾝が発生するため伝送期日を縛られると運用が難しくなる。 <br> したがって，銀行で収納データができ次第，伝送するといった柔軟な対応の検討をお願いしたい。 |  |
| 27 | 金融機関 | －現時点で「消込データの送信期限」について，具体的にどの程度期間を要するかの判断はできかねる。 |  |
| 28 | 金融機関 | - 消込データの送信期限について，店頭での受付日から 4 営業日程度は確保するべきと思われる。 <br> - 店頭で受け付けた納付書を郵送やメール便等により事務センターに集約したうえでQRコードの読み込みを行う場合，遠隔地からのデリバリーを考慮すると，4営業日は必要と思われる。 |  |
| 29 | 金融機関 | - 括伝送データの運用ルール（送信期限）について <br> - 可能な範囲で会員銀行に確認したところ，概ね， 2 営業日（収納受付日をN日として +2 営業日）程度必要との回答が多い状況であった。 <br> －ただし，一部金融機関においては，遠隔地から事務センターへの郵送が必要となるところ，災害等ではないが，少しのト ラブルにより遅延した場合， 2 営業日であっても難しい懸念があり，可能であれば 3 営業日が望ましいとの意見もあった。 －また，非常時における対応（災害等）については，想定も仕切れず，都度対応とならざるを得ないと考えられるところ， そうした際の対応方針についても，今後検討が必要と考える。 <br> －なお，一部金融幾関では，窓口においてQRコードを読み込むため，送信期限についてあまり問題にはならないとする金融機関もあった。 |  |
| QRコードの印字•読取 |  |  |  |
| 30 | 地方団体 | 本団体においては印刷する帳票毎に，プリンタdpiが異なる想定である。そのため，セルサイズ及びドット数についても帳票毎に異なる想定だが，QRの読取をされる金融機関様で賏念等があればご教授いただきたい。 | 【事務局】地方税におけるQRコード規格に係る検討会取りまとめの中で，QRコードの生成条件をお示ししているとこ ろです。セルサイズやドット数については，この条件を満たす範囲で各地方団体ごとに異なることが想定され，同一地方団体の帳票ごとに異なる場合も問題ないと考えますが，今後，本件に関し金融機関から懸念が提示される場合には，早期に情報共有いたします。 |
| 31 | 金融機関 | - 地方税統一QRコードの読取りテストについて検討するべきではないか。 <br> - 新規に読み取り機能を追加する必要があるのでテストは必須と考える。 <br> 共通的なサンプルを作成し全金融機関に配付し確認するか，各金融機関にて地元自治体よりサンプルを取り寄せテストする か等，方向性を決めていただきたい（1か所でOKなら全国の自治体でOKとしてもいいか等）。 <br> －万一本番で読み取りが出来なかった場合の対応についても取り決めが必要ではないか。 | 【事務局】第2回検討会にて議題とさせていただきます。 |

也方税統—QRコードの活用に係る検討会（会和 3 年度第 1 回）への意見•回答

| 番号 | 区分 | 意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 32 | 金融機関 | $Q R コ ー ト ゙ へ の$ 表示は「地方税統一QRコード」であることが分かるような表示にしてもらうことを要望したい。特に，MPN標準帳票のように固定の場所にQRコードが印字されるものはよいが，地方税統一QRコードの取扱い対象ではな い公金の納入済通知書に地方公共団体独自のQRコードが印字されることがあれば，窓口で受付可否の判断が難しくなる。 | 【事務局】第1回検討会でお示したとおり，納入済通知書及び原符の表面には，地方税統一QRコード以外の $Q R$ コード を印字しないこととしております。このほか，第1回検討会における意見を踏まえ，「地方税統一QRコードであるこ とが分かるような表示」についても検討して参ります。 |
| 33 | ベンダー | 税務システム標準仕様書1．0版の帳票要件には，納付書としてマルチペイメント統一様式，払込取扱票，圧着ハガキが定義 されています。本検討会等でマルチペイメント統一様式，払込取扱票はQRコードの印字位置等の検討がされていますが，圧着ハガキは検討されていません。圧着八ガキの納付書についても検討していただきたく，ご検討のほどよろしくお願いい たします。 | 【事務局】圧着ハガキの納付書については，税務システム標準化の中で検討されておりますが，令和5年度の時点で は，様式の統一化が困難であり，QRコードの印字位置についても統一的な検討を行うことが難しいと考えておりま す。 <br> 令和 5 年度時点では，各地方団体において，関係機関と印刷位置も含めて調整を行っていただくようお願いいたしま す。 |
| 34 | ベンダー | 納付書様式の変更に伴い，コンビニバーコードの読取テストが必要になると思われます。効率的にテストを進めるために， コンビニ収納代行会社ごとにバラバラになっているテストの条件（準備する納付書の枚数や金額のパターンなど）の統一を お願いできますでしょうか。 | 【事務局】関係機関に対し，検討を依頼しています。その結果については，必要に応じて情報共有いたします。 |
| 35 | 金融機関 | －eLTAX改修等の検討状況の報告P 2「QRコード破損等による読み取エラー時の処理方法」も早期に内容を確定させてほし い。（金融蟣関が後方でQRコードを読み取った際に破損が判明した場合は，納入済通知書の情報を地方公共団体に電話連絡し，QRコードが印刷された納入済通知書等を再発行してもらい収納するといった方法はいかがでしょうか。） | 【事務局】第2回検討会にて議題とさせていただきます。 |
| 二重納付発生時の対応 |  |  |  |
| 36 | 金融機関 | －二重納付が発生した場合には，地公体側で対応いただく（還付手続きを行う）ルールとしていただきたい。 | 【事務局】二重納付が発生した場合には，地方団体側で還付手続きをするものと認識しております。 |
| 収納手数料等 |  |  |  |
| 37 | 金融機関 | －Q Rコードを用いた収納手数料については，金額によって取組みの可否を判断したいという金融機関もあり，また地公体側でも予算確保の都合があると思われるため，早急な決定を是非お願いしたい。 |  |
| 38 | 金融機関 | －Q R 読取りに係るシステム対応，MPN への一括伝送対応等，金融機関のコスト負担は大幅に増加する。地方税共同機構 からいただく収納手数料はこうした負担増加を踏まえた水準に設定されるよう要望願いたい。 | 【地方税共同機構】】収納手数料を含め，一括伝送の取扱い条件を可能な限り早期にお示しできるよう検討を進めて参 ります。 |
| 39 | 金融機関 | 収納委託手数料を早期に示していただきたい。（今後のシステム開発（非対面チャネル，窓口でのQR収納等）を検討する上で重要な要素であるため。） |  |
| 一括伝送方式事前取決事項 |  |  |  |
| 40 | 金融機関 | －「一括伝送方式事前取決事項の例」として「4。派出収納等のケースで収納済請求書をオンライン消込できない場合の運用」，「10，詳細表示•詳細印字の実施有無」，「11，通帳印字内容」が挙げられているが，どのような内容を想定してい るのか。一括伝送方式の場合，これらはそもそも不要ではないか。 | 【地方税共同機構】一般的な事前取決事項の例示をさせていただきましたが，ご認識の通り，本件において検討不要項目です。 |
| QRコードへのURLの格納 |  |  |  |
| 41 | 金融機関 | －Q R コード格納項目の項番 10 「拡張領域」の考え方等に，「今後，必要性が生じた場合に必要項目をセットする。 eLTAXのURL格納を将来的に検討。」という記載があるが，URLのデータ内容（記号の有無等），エンコード方式を教え ていただきたい（システムベンダーより問合わせがあったもの）。 | 【事務局】現時点では未定です。 |

地方税統一QRコードの活用に係る检副会（令和 3 年度第 1 回）への意見•回答

| 番号 | 区分 | 意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 対象税目 |  |  |  |
| 42 | 金融機関 | 対象税目について <br> －QRコード活用に依る効果を最大化するためには，幅広い税目•料金における対応が必要と考える。その他省庁との調整も必要という認識だが，積極的に検討いただきたい。 <br> －なお，申告税目については，税目確定のタイミングの関係から，対応が難しい旨が当初より指摘されている理解であり， <br> まずは普通徴収の税目•料金（賦課税目•料金）がターゲットとなるものと考える。 | 【事務局】地方税での活用については，地方団体が希望する全ての税目について活用可能となるよう，検討を進めて参 ります。地方税以外での活用については，各制度を所管する関係省庁との協議を継続してまいります。 |
| 43 | 金融機関 | －地方税統一 Q Rコードの対象税目の早期拡大や，介護保険料や水道料等の自治体が発行する全納付書に QR Rコードを付け ることが早期にできるように関係省庁との調整や法令の改正を進めてもらいたい。 |  |
| 帳票の統一化 |  |  |  |
| 44 | 金融機関 | －MPN標準帳票への納付書統一化を2023年度から実施できないか。 <br> 自治体は何度も納付書を改定すると改修負担が重くなると想定される。また，金融機関側も納付書が統一化されることで事務負担軽減を図ることができる。 | 【事務局】全団体の納付書を令和 5 年度に統一化することは困難と考えております。今後，令和 7 年度を目途に行われ る税務システム標準化の検討の中で，様式の統一化についても検討を進めてまいります。 |
| 事務フローの統一化 |  |  |  |
| 45 | 金融機関 | - 金融機関における事務フローと自治体における事務フローの基本形を定めるべきではないか。 <br> - システム設計にあたって，お互いのフローの基本形を共有することによって，より進捗が図られるのではないか。 | 【事務局】一括伝送方式に係る取扱条件等は，MPNの契約ルール（D方式）に基づき，今後，地方税共同機構において示される予定ですので，それを踏まえ，各金融機関，地方団体にて事務フローのご検討をお願いいたします。 |
| 一括伝送方式導入手順の提示等の支援 |  |  |  |
| 46 | 金融機関 | 一括伝送方式への対応にあたり，MPNの契約ルール（D方式）に基づき地方税共同機構が取扱条件を開示のうえ，各金融機関は承諾•回答書を機構に提出するとある。 <br> 令和 5 年度からの地方税の納付における統一QRコードの活用に向け，各金融㙨関は一括伝送方式の導入等のシステム改修 が必要となるが，地方税共同機構の取扱条件によりシステム改修の詳細事項が提示されるのか。 <br> 当業界においては，MPNを業界共同システムにより対応しているが，窓ロシステムにおける一括伝送方式を導入していな いことから，窓ロシステムへの一括伝送方式のチャネル追加への対応が大きな課題となっている。 <br> 地方税統一QRコード規格に係る検討会の取りまとめでは，一括伝送方式の導入にあたり，「マルチペイメントネットワー ク運営機構は，一括伝送方式に新たに対応する金融㙨関に対し，導入手順の提示などの支援を行う。」とあるが，令和 5 年度からの円滑な運用開始に向けて，システム対応に要する相応の期間を確保するため，今後の具体的な導入手順及び改修事項等の詳細について，早急に提示いただきたい。 | 【事務局】第2回検討会において，マルチペイメントネットワーク運営機構より，現在の検討状況等について報告をい ただきます。 |
| スマホアプリ等からのデータ伝送 |  |  |  |
| 47 | 金融機関 | －地方税統一 Q Rコードを用いてスマートフォン（スマホ決済アプリ，バンキングアプリ）で地方税の収納を行った場合，収納データをMPN一括伝送で送信することは可能と考えてよいか。パソコンのインターネットバンキングで収納した場合 も同様か。 | 【事務局】金融機関の提供するスマホ決済アプリ，インターネットバンキング等において，地方税QRコードを用いて収納を行った場合に，金融機関窓口での収納分と合わせて収納データをMPN一括伝送方式にて送信を行うことを妨げ るものではありません。 <br> ただし，二重納付防止のため，来年春を目途に公開予定のインターフェイス仕様書をもとに，スマホ決済アプリ及びバ ンキングアプリからeLTAXに対して，当該案件の納付可否を確認する仕様としていただくよう検討をお願いいたしま す。 |

也方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和 3 年度第 1 回）への意見•回答

| 番号 | 区分 | 意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| その他 |  |  |  |
| 48 | 地方団体 | 本施策を進める上では各収納機関や全国の自治体が協力•連携して取り組むことが必要であると認識している。一方で，会議でも度々挙がっている金融機関窓口における手数料が今後增額となった場合，自治体が費用対効果を見出すことができ ず，導入を見送りたい等の声が挙がった際はどの様にまとめていくのか。現時点での考えを確認したい。（ある程度強制力 を持って対応させるのか，不参加を容認するのか） | 【事務局】地方税統一QRコードについては，納税者の利便性向上や地方税務手続のデジタル化•効率化推進に資する ものと考えており，総務省としては，今後示される手数料の多察にかかわらず，令和 5 年度から全地方団体•全金融機関においてQRコードの活用を進めていただくよう，お願いして参ります。 |
| 49 | 金融機関 | －地方税統一 Q Rコード導入について，金融機関としても対応しているところであるが，地公体側の足並みに不安があり，今一度地公体に対して，対応必須である旨，明確な指示を行っていただくよう総務省にお願いしたい。 | 【事務局】引き続き，地方団体，金融機関等における取組が着実に進むよう，取り組んで参ります。 |
| 50 | 金融機関 | －集中部署で $Q R$ を読み取る場合は営業店の事務負担は現行とほぼ変わらないが，営業店で読取りを行う場合，窓口で行う にせよ後方で行うにせよ，QRコードを読み取るという事務が追加になる。特に窓口読取りの場合，QR付き納付書と QR無し納付書とで収納取扱い方法を分けなければならず，かえって事務が複雑化し負担が増加（「済通知書」と「データ」が併用）する点をご認識いただきたい。 | 【事務局】読取りの場所については，各金融機関の事情を踏まえ御判断ください。本取組により，金融機関から地方団体への済通回付が不要となるなど，金融機関における事務負担軽減につながるものと考えています。 |
| 51 | ベンダー | QRコード格納項目の項番05「課税年度」項番06「対象年度」についてLTA発出の見積参考資料2．0版に記載された用語 の定義と，税務システム標準仕様書1．0版における用語の定義に不整合が起きています。用語の統一をお願いできますで しょうか。 <br> －見積参考資料2．0版 別紙 4 <br> 「課税年度」…調定を行った年度 <br> 「対象年度」…課税対象となる年度 <br> －税務システム標準仕様書1．0版 50＿13＿用語集 <br> 「賦課年度」…納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度。 <br> 「課税年度」…課税の事由となる根拠の発生した年度で，本来課税を行うべき年度。 | 【事務局】地方税共同機構と連榫し，用語を統一します。 |
| eLTAXの仕様の早期開示 |  |  |  |
| 52 | 金融機関 | －2022年4月の予定されているeLTAXのインターフェース公開時期については，可能な限り早めていただきたい。そのイン ターフェースに基づき「ことら」が開発をかけると認識しているが，「ことら」側の開発が遅れてしまうと，結果的に銀行界全体が2023年4月の開始に間に合わない可能性が生じる。 |  |
| 53 | 金融機関 | －eLTAXとスマホ決済アプリを接続するためのA P । の開発について，A P । の仕様が開示される時期は，2022年4月から 6月とされているが，金融蟣関側のシステム対応を，よりスムーズに進めるため，システム仕様調整の段階からの情報の展開をお願いしたい。 | 【地方税共同機構】システム開発のスケジュール上，2022年4月にインターフェース仕様を公開する予定としていま す。 |
| 54 | 金融機関 | インターフェース仕様書公開（API）について <br> －2022年4月に予定されているeLTAXのインターフェース仕様書（API）公開について，接続する民間事業者（個別のスマホ決済事業者やスマホ決済インフラ（ことら等））の検討期間や開発期間も考慮し，可能な限り前倒しをお願いしたい。 －納税者の利便性の観点からは，これらが2023年4月から本スキームに参加できるようなインターフェース公開スケジュー ルとなっていることが極めて重要だと考える。 | 正式な仕様公開に向けて可能な範囲で事前に情報展開させていただきますので，ご理解いただければと存じます。 |

也方税統一QRコードの活用に係る検討会（命和 3 年度第 1 回）への意見•回答

| 番号 | 区分 | 意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 55 | 金融機関 | －MPNと地方税共同機構間のシステム接続に関する仕様および各金融機関とMPNとのシステム接続に関する仕様の詳細に関する情報を早期に開示いただきたい。 <br> －会員各行のベンダーからは，MPN側の仕様が固まらないと開発に取り掛かれないと言われている。共同システムを利用している場合でも，仕様が固まったころでないと，加盟行間での情報交換もできそうにない。 <br> －会員行には小規模行が多く，少人数での対応を余儀なくされている。要件定義などが見えていない中，どのような準備 やチームで臨んでいかなければならないかが不安村料。 | 【地方税共同機構】現行の共通納税システムにおいてMPNのダイレクト方式•情報リンク方式等を活用しており，今回の一括伝送方式の活用につきましても既存のMPNの仕様に則り開発を進めてまいります。 <br> 【MPN運営機構】各金融機関とMPNとのシステム接続については，既存の一括伝送方式に関する仕様と変わりありま せん。既存のMPN仕様書等でOCRで読取ると記載されている点をQRと読替えていただきたくお願いします。ただし， QRコードから一括消込データを組み立てる際の設定値について既存仕様書上の取扱いが不明確であるというご指摘を いただいており，第2回活用検討会で資料を提示します。 |
| 無料ソフトゥェア「NFdesk（仮）」について |  |  |  |
| 56 | 金融機関 | －『eLTAXを利用するための無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」』とは誰（ユーザ）がどういった段階で使用するソフト ウェアかの概要やリリース予定時期等を示していただきたい。 | 【地方税共同機構】「NFdesk（仮）」は賦課税目等をユーザである納税者（個人及び法人）が共通納税システムで納付するために使用するWebシステムであり，リリース時期は令和 5 年 4 月の予定です。 <br> 納税者は納付書が送付されたタイミングで，「NFdesk（仮）」にアクセスし，納付書に印字されたQRコードの読み取 り又はキー情報入力等により納付対象の案件を特定します。 <br> 納付対象の案件を特定後，支払方法（MPNダイレクト・情報リンク，クレジットカード）を選択し決済処理を行いま す。 <br> ※「NFdesk（仮）」は，eLTAXのIDを取得していない納税者もログインすることなく利用することができます。 |
| 57 | 金融機関 | パソコン操作•NFdesk（仮）について <br> －「パソコン操作」についても，非対面で納付が完結し，納税者にとって利便性の高い方法となることが考えられるとこ ろ，検討を進めていただきたい。 <br> －一方，無料ソフトウェア（NFdesk（仮））については，パソコン操作での活用を実現するために新たに開発され，QRコー ドの読取りによる納付操作機能を実装するとされているが，その具体的な内容は明らかとなっていない。 <br> －当該ソフトウェアと各金融機関で提供しているインターネット・バンキングが連携するかと思われるが，その場合，金融機関側でシステム開発負担が必要になるのか等，現時点の情報では，金融機関に影響が生じるものなのか検討が付かず，つ いては，本ソフトウェアの詳細（仕様・リリース時期等）について明らかとしていただきたい。 | 【地方税共同機構】現在の共通納税システムにおいて既にMPNのダイレクト方式，情報リンク方式等に対応してお り，新たな無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」においても現行システムの機能を活用して令和 5 年 4 月から各金融幾関のインターネットバンキングと連携する予定です。 <br> また，「NFdesk（仮）」においては，現行の共通納税システムの機能（MPN情報リンク方式）を活用してインター ネットバンキングに対応することから，「NFdesk（仮）」とのインターネットバンキング連携のための金融機関側の |
| 58 | 金融機関 | －「パソコン操作」での活用を実現するための無料ソフトウェアと各銀行で提供しているIBと連携することで法人客の来店 は減少できる可能性が高いことから，優先して取り組んでいただきたい。 | 対心は不要で |
| 59 | 金融機関 | －「パソコン操作」での活用を実現するための無料ソフトウェアと各銀行で提供しているIBは，どのように連携するのか。 また，この場合，銀行側のシステム開発負担は，どの程度になるのか。 |  |
| 60 | 金融機関 | －「パソコン操作での活用実現のため，無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」を開発し実装する。」とあるが，金融機関側での読み取り対応については，あくまで各金融機関に任せるため，同様の取組み（統一のアプリを開発し各行に展開等）は現状 では検討段階にないという認識で合っているか。 <br> －金融機関全体で取組むのであれば，統一のシステムやアプリで対応しコストを下げるのが合理的と考えられるため，その対応について具体的に議論していただきたい。 | 【事務局】「統一アプリを開発し各行に展開等」の動きについては承知しておりませんが，いずれにしましても，金融業界での対応については，引き続き金融業界において御議論•御検討いただくものと考えます。 |




| 9月末時点で予算要求済 | 73団体（4．2\％） |
| :--- | ---: |
| 10月以降予算要求予定 | 1，585団体（91．0\％） |
| その他 | 83団体（4．8\％） |


等
MPN推進協議会および運営機構における対応状況の報告
2021年10月初旬時点における対応事項およびその状況は以下のとおりです。

| 項目 | 関係機関 | 内容 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |



0．2版から0．3版での変更箇所

|  | 変更箇所 | 変更前 | 変更後（下線部が変更箇所） | 変更理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 1． 2 4方式の特徴の比較 <br> ＞—括伝送方式 | －支払いを行った日の翌営業日中 までに，支払日ごとに送信する。同一日に複数回送信することも可能。 －一括消込データをファイル転送で送信 | －MPN標準スケジュールでは，支払 いを行った日の翌営業日中までに，支払日ごとに送信する（当事者間） の事前取決により変更可能）。 <br> －同一日に複数回送信することも可能（上限は999回）。 <br> －一括消込データをファイル転送で送信 | －一括消込データの送信時に「支払日ごとに」とすることはシステム的 な制限ではないことから，記載を修正する。 |



|  | オンライン方式 | 情報リンク方式 | ダイレクト方式 | 一括伝送方式 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜地方団体＞ <br> 納付情報のMPN通信サーバヘ の登録 | 必要 |  |  | 必要ではない |
| 金融機関からの照会処理 | 必要 <br> （MPNキー4情報を送信） | 不要 <br> （収納機関Webサイトからの情報引継） |  | できない |
| 金融機関からの消込処理 | 必要 |  |  |  |
| 金融機関から地方税共同機構へ消込情報を送信するタイミング， データ種類，送信方法 | - 納付後即時 <br> - 消込依頼電文をオンライン送信 |  |  | －MPN標準スケジュールで は，支払いを行った日の翌営業日中までに，支払日ご とに送信する（当事者間の事前取決により変更可能）。 －同一日に複数回送信する ことも可能（上限は999回）。 －一括消込データをファイ ル転送で送信 |
| 決済単位 | 収納日（X日） <br> （請求金額の確定日（窓口の場合は領収印の日付，窓口以外の場合は，金融機関システムにより当日日付） |  |  | MPN取扱日（Y日） （MPNセンタが取扱いを行った日付） |
| 幹事金融機関でない金融機関の資金決済幹事行との資金決済日 | $\begin{aligned} & \mathrm{X}+2 \text { 日 } \\ & (\mathrm{X}+3 \text { 日に地方税共同機構の幹事金融機関は地方税共同機口 } \\ & \text { 座への入金を行う) } \end{aligned}$ |  |  | $Y+2 \text { 日 }$ <br> （ $Y+3$ 日に地方税共同機構へ入金） |
| 金融機関チャネルとの組合せ | IB，ATM，窓口 | IB | （不要。但し，事前の口座振替契約が必要） | 窓口 |
| 地方税共同機構での採用状況 | 稼働済み 3 |  |  | 令和5年4月から |








| 一括伝送方式で必要な処理は以下となります（まとめて—括消込処理といいます）。 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| （1） | 各種情報入力 • 支払依頼 | ：金融機関（窓口係•事務センター等） |
| （2） | 入力情報チェック | ：金融機関 |
| （3） | 請求金額振替 | 金融機関 |
| （4） | 各種情報設定・ファイル転送 | ：金融機関 |
| （5） | 該当請求情報消込 | ：地方税共同機構•地方団体 |

（緖）

| $\begin{array}{ll} \hline \text { マルチペイメントネットワーク } \begin{array}{l} \text { サービス仕様書 } \\ \text { 収納サービス編 } \end{array} \end{array}$ |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （2）入カ情報チェック <br> 前記（1）により窓口係が入力した情報のチェックを行う。 |  |  |  |
| （3）請求金額振替該当金額を別段口座等に振替する等の処理を行う。 |  |  |  |
| （4）各種情報設定・ファイル転送消込通知データに必要となる情報を金融機関が設定し，ファイル転送を行う処理（項目の詳細はインタフェース仕様書を参照）。 |  |  |  |
| 表2．4－7 消込通知データ項目 |  |  |  |
| 項目概要 | 入力処理 | 概要 | －括 |
| 収納機関コード |  | 消込先収納機関コード | © |
| 支払方法 |  | 現金／口座振替のいずれかの支払方法の種別 | $\bigcirc$ |
| 収納金額 | 窓口／金融機関 | 実際の収納金額 | $\bigcirc$ |
| 他店券金額 | システム | 支払方法として他店券金額を選択した場合の該当金額。 | $\bigcirc$ |
| 印紙税額 |  | 該当請求書が印紙税対象である場合の印紙税額。 | 0 |
| 収納日 |  | 請求金額を確定するための日付（領収印の日付） | $\bigcirc$ |
|  |  | 請求書から読み取りを行うOCR／バーコード情報 （金融機関が，当データから支払先収納機関等の個別の情報を読み込んで用いる） | $\bigcirc$ |
| 収納金融機関情報 | 金融機関システム | 自機関を表す情報（金融機関コード，店舗コード等） | $\bigcirc$ |
| 金融機関取扱日（送信日） |  | 金融機関の勘定の日付に一致。 | $\bigcirc$ |
| 入金日 |  | 幹事金融機関が収納機関に入金を行う日付 | $\bigcirc$ |
| ○ ：設定必須 O ：条件が成立する場合は設定必須 |  |  |  |


| No | 要素 | 求められる機能 | 検討観点 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |


| No | 要素 | 求められる機能 | No1で作成したデータをチェック <br> する |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 2 | 入カ情報チェック 討観点 |  |  |

（標準帳票ガイドライン別紙 P14）

## －

| No | MPNセンターの接続形態 | 試験工程 |  |  | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 機能試験 | オンライン実試験 | クリアリング 碓認試験 |  |
| （1） | 個別接続型 | 必須 | 必須 | 任意 |  |
| （2） | 共同利用センタ型 | － | 必須 | 任意 |  |
|  | 試験費用 （税別，1コマあたり） | 75，000円 | 60，000 | 100，000円 | 地方税共同機構および参加金融機関が1機関の場合の合算費用予備日を使用した場合は，別途に1コマ分 の費用が発生する。 |

－接続試験時には，MPNへの試験費用のほか，共同利用センタ一利用の金融機関は，同センター への費用が発生します。


（出典）デ—タ通信サ—ビス契約約款［マルチペイメントネットワークサービス編］
第1表 料金（センタ—設備に関する料金）
収納金融機関が受取る収納金融機関手数料の取決めには，MPNは関与しておりません。

（出典）サービス仕様書（収納サービス編）補足説明資料

| N 0 | 事項 | 内容 | 主な取決事項 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 運用ルール | 金融機関が収納機関に送信する一括伝送データ（消込 データ）は，利用者が支払いを行った日の翌営業日中まで に支払いが行われた日ごと1ファイル送信することを運営機構規定の標準スケジュールとする（同一日に複数回送信することはできます）。 <br> 但し，営業店舗の地理的要因等で一部の収納金について標準スケジュールに沿って送信することが難しい金融機関 の場合，特に送信期日について予め収納機関と取り決め る。 <br> 同時に，データ送信を行なうことが可能な時間帯について も収納機関と金融機関で予め取り決めておく。 | - 送信期限 <br> - 送信時間帯 <br> - 送信回数 |
| 2 | 運用ルールを守 れない場合の運用方法 | 以下に例示する様に前項で取り決めした運用ル一ルを守 れない状況が発生した場合の運用方法を事前に取り決め る。 <br> - 送信期限以内に消込データを送信できない（送信遅延） <br> - 規定の送信回数を超えて消込データを送信する（追加送信） <br> 迅速に収納機関に消込データを通知するという観点から，上記事象が発生した場合，金融機関で送信可能となった タイミングで順次送信を行うことを基本とする。 | 送信遅延発生時の運用方法 <br> - 送信タイミング <br> - 連絡要否 <br> - 連絡方法 <br> - 連絡内容（※運営機構で定める標準様式を使用することも可） <br> －追加送信が発生した場合の運用方法 <br> - 送信タイミング <br> - 連絡要否 <br> - 連絡方法 <br> - 連絡内容（※運営機構で定める標準様式を使用することも可） |


| No | 事項 | 内容 | 主な取決事項 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3 | エラーが発生し <br> た場合の運用方法 | 一括伝送データ（消込データ）を収納機関で処理する際，稀なケースと考えられるものの，以下に例示する状況にお いてエラ一が発生することが想定される。 <br> －既にリモ一トチャネルで支払いされた請求書が再度金融機関窓口に持ち込まれた場合 <br> －金融機関窓口で支払いされた後，収納機関で請求金額変更，その他の変更があった場合 <br> －金融機関でOCR誤読が発生し消込データに誤りが存在 する場合 <br> 当該ケースでは受領した収納金につき収納機関が利用者個別に対応することとするが，収納機関でエラ一原因を特定できない場合は金融機関に調査依頼を行うこととなる。 その際の調査依頼•回答手順について収納機関と金融機関で事前に取り決めしておくこととする。 | - 調査依頼手順•回答手順 <br> - 連絡方法 <br> - 連絡内容（※運営機構で定める標準様式の使用を推奨） <br> －回答期限 |




|  | $L$ |  | SI－to | 绊由靼景「叫 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\varepsilon$ |  | ヤT－ヤ0 |  |
|  | 9 | 듬眰\＃り困 | \＆T－ヤ0 |  |
|  | I |  | てL－ち0 |  |
|  | 9 |  | IT－ヤ0 |  |
|  | 02 | 一キ枵執扑倦 | OL－t0 |  |
|  | 乙 | 十んぶっちムにエ | 6－ヤ0 |  |
|  | G |  | 8－ヤ0 | 上业由象景と叫 |
|  | $\varepsilon$ |  | L－ヤ0 | G |
|  <br>  | I |  | 9－ヤ0 |  |
| "0088โ."듬 <br>  | 9 |  | G－ヤ0 |  |
|  <br>  | I | 込可的单至粓 | $t-\vdash 0$ |  |
|  | IT |  | ع－†0 |  |
|  | II |  | z－ヤ0 |  |
|  | 2 |  | I－to |  |
|  <br>  | 06ue |  |  |  |
|  | zu |  |  | $\dagger$ |
|  | てい |  |  | $\varepsilon$ |
|  | てい | 『区イ1光4 |  | $\tau$ |
| サーロイセーさ：て，• | IU |  |  | I |
|  | 利管 | 目迫 |  | 㽤延 |



| とーっと． | L9Iue | 斯发 | 6 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ${ }^{\circ} \mathrm{G}$ Q 年： <br>  <br>  <br>  | 0Tue |  | 8 |
|  | 2 L | 出区要所㭺 | L |
|  <br>  | 84 | 日至と | 9 |
|  | 84 |  | 9 |
|  | 8 ue |  | † |
| SIf ：，0， | IU |  | $\varepsilon$ |
|  | gue |  | 乙 |
| サーロイーヂ心ン：「，• | IU | 凹区サーっ | I |
|  | 利雪 | 目道 | 異道 |


|  |
| :---: |
| とーンと里末77＊ |
| く，469禹¢ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |


| と－ヵと | 964 | 断を | 0T |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＊¢介けで， | IU |  | 6 |
| ． 00 Z， | $\varepsilon^{u}$ |  | 8 |
| 由勒半 |  |  | L |
| ロ．711－ | 8 u | 日婎工坥NdW | 9 |
|  | 84 | 日丰採！ | 9 |
|  | OTue |  | $\dagger$ |
| と－ヵと | otue |  | $\varepsilon$ |
|  | gue |  | 乙 |
|  | Lue |  | I |
|  | 胁空 | 目首 | 異近 |




```
\varepsilon-\varepsilon粎悬
```

|  |
| :---: |
|  |
|  |
|  |


| と－ヵと・ | カ८tue | 斯发 | $\checkmark$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ¢IU |  | $\varepsilon$ |
| $\text { f是量 } 6$ <br>  | 0IU |  | 乙 |
| サーレイ，（大エ：6，• | IU |  | I |
|  | 利軻 | 目退 | 褁道 |


|  |
| :--- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |


| と－ヵと． | ってTue | 剘旡 | 6 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＋景号 6.4 － | \＆โu | 瞵至采枵哃 | 8 |
|  | 9 ¢u | 断旡 | L |
|  | 0TU | ＋ | 9 |
|  | \＆โu |  | G |
|  | $\varepsilon \tau u$ |  | 万 |
|  | 84 |  | $\varepsilon$ |
|  | zu | サ区严所姯 | 乙 |
|  | IU | $\stackrel{\text { ¢ }}{\text { ¢ }}$ ¢ | I |
|  | 利荤 | 目首 | 審迫 |


| とー»と． | tIue | 断旡 | 8 L |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| W $\perp \forall:, ~ ટ 0, ~ \square$ 㐫：،とーっと，• <br>  | zue |  | LI |
| ロ．4イーネ． | $\varepsilon \cup$ |  | 9I |
|  <br>  | IU |  | GI |
|  | 84 |  | $\dagger \tau$ |
| 明日 <br>  | 84 |  | $\varepsilon \tau$ |
|  <br>  | 84 | 日呚入斤 | ZI |
|  <br>  | 94 |  | IT |
|  <br>  | ILU | 睡至采枵加 | OT |
| － 0.41 － | 2IU | 斯发 | 6 |
|  <br>  | 84 | 至䳪现 | 8 |
|  | ILU |  | $L$ |
|  <br>  | ILU |  | 9 |

運用開始に向けた課題等について
地方税共通納税システムにおける一括伝送方式への対応

> ○本検討会においては，地方税統一QRコードの活用開始に向け，関係機関間で調整が必要な事項
等について棈 1 報共有を行う。
＜第1回 $>$
－納入済通知書等の保管期間•保管方法
－「支払期限」経過後の取扱い
－地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について
> ○本検討会においては，地方税統一QRコードの活用開始に向け，関係機関間で調整が必要な事項
等について棈 1 報共有を行う。
＜第1回 $>$
－納入済通知書等の保管期間•保管方法
－「支払期限」経過後の取扱い
－地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について

[^0]－一括伝送データの送信期限等
－金融機関における読取りテスト
－QRコード破損等による読取りエ
－制度改正対応について

## 括伝送データの送信期限等（考え方） 1 1

＜現行地方税共通納税システムにおける納付情報の連携〉
○ 現行の地方税共通納税システム（MPNの情報リンク方式，ダイレクト方式及びオンライン方式を活用）においては，納税者が支払いを行った日に納付情報がeLTAXに連携され，その翌営業日に地方渋権
＜地方税統一QRコ一ド活用（MPNの一括伝送方式を活用）時の納付情報の連携＞
○ MPNの仕様書において，一括伝送データの送信期限については，次のとおり規定されている。


○ 地方団体においては，納付が確認された案件について，督促状の発行停止，納税証明書の発行等を行っており，納付情報を可能な限り早期に受領する要請が強い。

一方，金融機関においては，事務センター等でQRコードの読取りを行う場合，納付書を事務セン
タ一等へ郵送することから，納付情報の送信までに一定の期間を要することが想定される。
O 上記を踏まえ，地方税統一QRコードを活用した収納に係る一括伝送データの送信期限について
は，次ページのとおりまる。
是営

※ 例えば，収納代理金融機関等の契約を締結しているものの，当該地方団体分の納付書の取扱件数が少ない場合などが考えら
地方税統一QRコ一ドが印字された納付書については，地方税共同機構が収納事務を委託する
金融機関において，指定金融機関先，収納代理金融機関先等の地方団体の納付書のみならず，
全地方団体の納付書を受け付ける。
この場合，金融機関における読取りの確実性の観点からは，全金融機関が，全地方団体が発行
するQRコ一ド付き納付書について読取りテストを行うことか望ましいとも考えられるが，物理的•時
間的な制約等から現実的ではない。
このため，地方税統一QRコ一ドの読取りテストについては，次のとおりとする。

このため，地方税統一QRコ一ドの読取りテストについては，次のとおりとする。


らず理金融機関先等の地方団体の納付書の定金融機関先，収納代 の納付書を受け付ける。 $\bigcirc$


－ただし，地方団体•金融機関の双方が合意する場合において，一部の読取りテストを省略すること
地方税統一QRコ一ドを活用することにより，紙の納付書の金融機関から地方団体への回付が不要となるなど，金融機閏•地方団体双方の事務負担軽減が見込まれる。

－当該地方団体は，当該読取りができない納付書に係る地方税統一QRコードを生成し，当該金融受信した電子メール の項番04－1から04－15）を
を作成し，eLTAXに送信する
eLTAX（地方税共通納税システム）を通じた電子納付の対象税目の拡大（案）
eLTAX（地方税共通納税システム）を通じた電子納付は，主として法人を対象とする税目から順
次，対象税目を拡大。令和3年度税制改正において，個人の納税者にも納付機会が多い固定資産
税等4税目についても対象に追加。【令和5年度から。法令改正済】
今般，地方税統一QRコ一ドを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから，これを
契機に，eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため，所要の措置を講ずる。（R4税
制改正で議論予定）
■eLTAX（地方税共通納税システム）を経由した収納（イメージ）
 $\underset{~}{\nu}$

 スマートフォン決済アプリ等により いつでも，どこでも納付可能納税者


## 収納受付金融機関

■eLTAX（地方税共通納税システム）の対象税目令和元年10月から


111111
111111
$\| 11111$
$11\|\| 1$
れる係
$\longrightarrow$

■eLTAX を通じた電子納付に係る新たな納付手段（イメージ）


※その他必要に応じて関係機関による調整を行う。


[^0]:    地方税共同機構におに

    | 倳 |
    | :---: |
    | 15 |

    N
    （早期に開示でき
    ては，
    示予定
    示予

